載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(8)付表）の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(9)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には法人税の申告書（別表１）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」又は法人税の明細書（別表６(8)付表）の(31)若しくは(36)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の４第４項に規定する中小企業者等（政令附則第５条の２の３の通算子法人を含む。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(9)付表）の(30)又は(35)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の５第２項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表６(12)付表）の(19)又は(24)の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

10　「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」の欄は、法第321条の８第11項又は第17項の規定の適用がある場合に、「加算対象通算対象欠損調整額⑤」及び「加算対象被配賦欠損調整額⑦」の各欄の金額の合計額を記載すること。

11　「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄は、法第321条の８第３項（令和２年改正法附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の２の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の３の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の４の「当期控除額⑤」の「計」、第20号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第20号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

12　「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額⑫」の欄は、法第321条の８第23項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」及び第20号様式別表２の６の「当期控除額⑤」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。